

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載している事業・イベント等は、中止または日程が変更となる場合がありますので、開催予定について各問合せ先へ事前にご確認ください。よろしくお願いいたします。

2022

3

# 町からのお知らせ

(野木町役場)0280(57)4111代表 〈野木町公式ホームページ〉<https://www.town.nogi.lg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分  
(「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「野木エニスホール」を除く)

## 令和3年度子育て世帯等 臨時特別給付金(所得制限撤廃分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、すべての子どもたちに対して公平な給付を行うため、対象外となっていた、以下の子育て世帯にも給付金を支給します。

①平成15年4月2日～令和4年4月1日生まれの児童の養育者(※)で、次のいずれかに該当する方  
※夫婦など養育者が複数人いる場合は、所得の高い方が対象になります。

①養育者の所得が児童手当の制限限度額以上(特例給付相当)である方  
(0歳～18歳の児童分)

②令和4年4月1日に生まれた新生児の養育者  
(同学年の新生児に対する公平性の観点から、野木町に最初の住民登録をした新生児を対象とします。)

③基準日の翌日以降から令和4年2月28日まで  
に別居かつ離婚(又は離婚調停を開始)し、18歳以下の児童と同居しているにも関わらず前配偶者から給付金を受け取れていないひとり親世帯

【支給額】児童ひとり当たり10万円

### 【給付スケジュール】

公務員以外の児童手当特例給付の受給者(0歳から中学生の方とその兄弟に当たる高校生)に対しては、2月末までに案内の通知を送付し、その後3月に登録口座へ振り込みを予定しています。それ以外の方については、申請受付後、順次速やかに給付金を支給します。

※詳細については、町ホームページ等でご案内します。



問住民課 ☎(57)4141

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)のご案内

①令和3年12月10日(基準日)時点で野木町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯  
(生活保護世帯を含みます)

②住民税非課税世帯以外の世帯であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)

【支給額】1世帯あたり10万円

※原則、世帯主の口座に振り込みます

### 【手続きの流れ】

〈(ア)①の世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から野木町にお住まいの場合〉

支給対象となる世帯には、町から「確認書」を送付します。確認書の記載内容(世帯主の氏名・銀行口座など)をご確認の上、同封の返信用封筒でご返送ください。

〈(イ)令和3年1月2日以降の転入者を含む世帯  
または(ウ)②の世帯の方〉

給付金を受け取るには申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町に提出してください。(郵送可)

### 【支給日】

町が確認書(または申請書)を受理した日から2週間程度後に口座振込みします。

③令和4年9月30日(金)まで

※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯は、支給の対象外となります。

※イ・ウの方の添付書類の内容は、直接町にお問合せください。

※各様式は、役場窓口・町ホームページより取得可能です。  
※締め切り日までに確認書(または申請書)の提出がなかった場合は支給されません。

問健康福祉課 ☎(57)4196